

令和 6 年 9 月 20 日
改 正 令和 7 年 4 月 21 日
委員協議会決定

令和 7（2025）年定期監査等実施計画

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、以下のとおり、財務監査（定期監査・随時監査）及び行政監査を実施する。

1 監査の目的

(1) 財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか」について監査することを目的とする。

(2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

愛知県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか」について監査することを目的とする。

2 財務監査

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

ア 監査の対象

(ア) 対象機関

定期監査の対象とする機関数は、次表のとおりとする。

区分	監査対象 機 関 数	監査対象機関
本庁	185	・愛知県財務規則第 2 条第 2 号に定める本庁各課 ・愛知県財務規則第 4 条第 6 項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） ・愛知県企業庁組織規程第 4 条に定める課 ・愛知県病院事業庁組織規程第 4 条第 1 項に定める課
地方 機関	330	・愛知県財務規則第 2 条第 4 号に定める「かい」※ ・愛知県企業庁組織規程第 2 条に定める出先機関 ・愛知県病院事業庁組織規程第 2 条に定める県立病院
計	515	

※ かい 県が設置している地方機関で、歳入・歳出予算を執行することができるもの。県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立学校、警察署等を指す。

(イ) 実施機関

定期監査を実施する局等別の機関数は、「局等別監査実施機関数」（別紙１）のとおりとする。

(ウ) 対象事務

主として、令和６（２０２４）年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務等」という。）を対象事務とする。

また、令和５（２０２３）年度における財務事務等のうち、前年度の事務局監査が終了した後に執行された財務事務等についても、併せて監査の対象とする。

イ 監査日程

令和６（２０２４）年１０月から令和７（２０２５）年８月までの間に実施する。なお、監査の実施時期等については、おおむね次表による。

区分		監査の実施時期		監査の結果に関する報告の決定時期
		事務局監査	委員監査	
本庁	普通会計	５月～６月	６月～７月	８月
	企業会計	６月	７月	
地方機関	普通会計	１０月～２月	１２月～３月	
	企業会計	３月～５月	４月～６月	
備考				
１ 本庁のうち、人事局総務事務管理課（人件費・旅費分）に対する事務局監査は、１月に実施し、警察本部警務部警務課（人件費分）に対する事務局監査は、２月に実施する。				
２ 地方機関のうち、流域下水道事業会計に対する監査は、普通会計の監査の際に実施する。				

ウ 監査の着眼点

監査に当たっては、主として、次の点に留意し実施する。

(ア) 合规性

財務事務等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

(イ) 経済性

財務事務等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(ウ) 効率性

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(エ) 有効性

財務事務等及び予算執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

エ 監査の実施内容

(7) 監査の方法

監査は、主として、次の方法により実施する。

- a 実地監査 監査を行う機関において、質問をし、財務事務等に係る書面を閲覧・突合し、必要に応じて現場に出向いて実査を行う監査
- b 集合監査 県の庁舎に設けた監査会場において、当該会場に集合させた機関に対し、質問をし、持参した財務事務等に係る書類を閲覧・突合することにより行う監査
- c オンライン監査 インターネットその他の通信回線等を利用して、監査を行う機関と接続した電子計算組織等の画面等を通じて財務事務に係る書類等を閲覧・突合するとともに、質問をし、回答を求めるなどの方法により、当該機関に出向くことなく行う監査
- d 書面監査 借用等により入手した財務事務に係る書類等を閲覧・突合するとともに、電子メール、電話等を使用して質問をし、回答及び関係書類の提出を求めるなどの方法により、監査を行う機関に出向くことなく行う監査

(4) 事務局職員による監査（事務局監査）

事務局職員は、全ての実施機関に対し、原則として実地監査を実施する。

ただし、県立学校及び警察署（運転免許試験場及び東三河運転免許センターを含む）の一部については、集合監査を実施する。

監査に当たっては、実施機関の財務事務等におけるリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施する。

また、監査の充実強化を図るため、必要に応じて監査に技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士をいう。）を同行させ、その知見を活用する。

(4) 監査委員による監査（委員監査）

監査委員は、「委員監査実施基準」（別紙 2）に基づき選定した「局等別委員監査実施機関」（別紙 3）のとおり、251 機関（本庁 185 機関、地方機関 66 機関）に対し、実地監査を実施する。

なお、監査委員はその判断により、監査をオンライン又は書面で実施することができる。

オ 監査の結果に関する報告

定期監査の結果に関する報告は、委員協議会で決定した後、速やかに議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員へ提出し、公表する。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

ア 監査の対象

財務事務に関して重大な事故又は事件が発生した場合など、必要があると認めるときに、当該特定の事項について監査を実施する。

イ 監査の実施方法

対象事項、実施機関及び監査の実施内容については、その都度、監査委員が定める。

ウ 監査の結果に関する報告

随時監査の結果に関する報告は、委員協議会で決定した後、速やかに議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員へ提出し、公表する。

3 行政監査

(1) 監査の対象、着眼点等

ア 定期監査の際に実施する行政監査

主として、令和6（2024）年度における事務の執行を対象に、定期監査の際に実施する。この場合における監査の着眼点は、2(1)ウの例による。

併せて、定期監査の際に、令和6年度の内部統制評価報告書の審査に向けて、実施機関の内部統制の整備状況及び運用状況を確認する。

イ テーマを設定した行政監査

アとは別に、「ソーシャルメディアの利活用等について」をテーマとして設定し、監査を実施する。この場合における監査の着眼点は、2(1)ウの例による。

(2) 監査の結果に関する報告

行政監査（テーマを設定した行政監査を含む。）の結果に関する報告は、定期監査の結果と併せて決定した後、速やかに議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員へ提出し、公表する。

4 委任

この計画に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

別紙 1 局等別監査実施機関数

局等名	種別	本庁	地方機関	総計
政策企画局	事務局監査	7	1	8
	委員監査	7	0	7
総務局	事務局監査	8	16	24
	委員監査	8	6	14
人事局	事務局監査	3	1	4
	委員監査	3	1	4
防災安全局	事務局監査	4	1	5
	委員監査	4	0	4
県民文化局	事務局監査	8	4	12
	委員監査	8	1	9
環境局	事務局監査	6	1	7
	委員監査	6	1	7
福祉局	事務局監査	6	13	19
	委員監査	6	6	12
保健医療局	事務局監査	7	15	22
	委員監査	7	3	10
経済産業局	事務局監査	11	5	16
	委員監査	11	0	11
労働局	事務局監査	3	4	7
	委員監査	3	1	4
観光コンベンション局	事務局監査	2	—	2
	委員監査	2	—	2
農業水産局	事務局監査	7	15	22
	委員監査	7	7	14
農林基盤局	事務局監査	5	3	8
	委員監査	5	0	5
建設局	事務局監査	9	9	18
	委員監査	9	3	12
都市・交通局	事務局監査	7	2	9
	委員監査	7	0	7
建築局	事務局監査	4	—	4
	委員監査	4	—	4
スポーツ局	事務局監査	6	—	6
	委員監査	6	—	6
会計局	事務局監査	3	—	3
	委員監査	3	—	3
議会事務局	事務局監査	1	—	1
	委員監査	1	—	1
選挙管理委員会事務局	事務局監査	1	—	1
	委員監査	1	—	1
監査委員事務局	事務局監査	1	—	1
	委員監査	1	—	1
人事委員会事務局	事務局監査	1	—	1
	委員監査	1	—	1
労働委員会事務局	事務局監査	1	—	1
	委員監査	1	—	1
教育委員会事務局	事務局監査	10	184	194
	委員監査	10	19	29
警察本部	事務局監査	56	47	103
	委員監査	56	16	72
企業庁	事務局監査	6	6	12
	委員監査	6	2	8
病院事業庁	事務局監査	2	3	5
	委員監査	2	0	2
合計	事務局監査	185	330	515
	委員監査	185	66	251

別紙2 委員監査実施基準

区分		日数	委員数	実施周期 (回／年)
本 庁	政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、経済産業局、労働局、観光コンベンション局、農業水産局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局、スポーツ局、会計局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部、企業庁、病院事業庁	各 0.5 日	各 1～2 人	1／1
地方 機関	県立学校以外の機関	各 0.5 日	各 1 人	概ね 1／3
	県立学校			概ね 1／9

注1 地方機関において、監査委員が特に必要と認める機関においては、上記実施周期にかかわらず、委員監査を実施することができる。

注2 地方機関において、必要に応じ、現場監査を実施する。

別紙3 局等別委員監査実施機関

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
政策企画局	本庁	秘書課、広報広聴課、政策調整課、企画課、地方創生課、国際課、ジブリパーク推進課	○
	地方機関	東京事務所	
総務局	本庁	総務課、法務文書課、市町村課、情報政策課、財政課、資金企画課、税務課、財産管理課	○
	地方機関	東三河総局	
		新城設楽振興事務所	○
		尾張県民事務所	○
		海部県民事務所	
		知多県民事務所	
		西三河県民事務所	○
		名古屋東部県税事務所	
		名古屋北部県税事務所	○
		名古屋西部県税事務所	
		名古屋南部県税事務所	○
		東尾張県税事務所	
		西尾張県税事務所	
		知多県税事務所	○
		西三河県税事務所	
		豊田加茂県税事務所	
		東三河県税事務所	
人事局	本庁	人事課、職員厚生課、総務事務管理課	○
	地方機関	自治研修所	○
防災安全局	本庁	防災危機管理課、災害対策課、消防保安課、県民安全課	○
	地方機関	消防学校	
県民文化局	本庁	県民総務課、県民生活課、社会活動推進課、学事振興課、統計課、人権推進課、男女共同参画推進課、文化芸術課	○
	地方機関	愛知芸術文化センター	
		愛知芸術文化センター愛知県図書館	○
		陶磁美術館	
		埋蔵文化財調査センター	
環境局	本庁	環境政策課、環境活動推進課、水大気環境課、自然環境課、地球温暖化対策課、資源循環推進課	○
	地方機関	環境調査センター	○
福祉局	本庁	福祉総務課、地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、児童家庭課、子育て支援課	○
	地方機関	医療療育総合センター	
		尾張福祉相談センター	
		海部福祉相談センター	○
		知多福祉相談センター	○
		西三河福祉相談センター	○
		豊田加茂福祉相談センター	
		新城設楽福祉相談センター	
		東三河福祉相談センター	
		一宮児童相談センター	
		春日井児童相談センター	○

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
福祉局	地方機関	刈谷児童相談センター	○
		女性相談支援センター	○
		愛知学園	
保健医療局	本庁	医療計画課、健康対策課、医務課、国民健康保険課、生活衛生課、医薬安全課、感染症対策課	○
	地方機関	瀬戸保健所	
		春日井保健所	
		江南保健所	○
		清須保健所	
		津島保健所	○
		半田保健所	
		知多保健所	
		衣浦東部保健所	
		西尾保健所	
		新城保健所	
		豊川保健所	
		総合看護専門学校	
		精神保健福祉センター	
		衛生研究所	
		動物愛護センター	○
経済産業局	本庁	産業政策課、産業振興課、産業科学技術課、産業立地通商課、水素社会実装推進課、次世代モビリティ産業課、中小企業金融課、商業流通課、イノベーション企画課、スタートアップ推進課、海外連携推進課	○
	地方機関	あいち産業科学技術総合センター	
		産業技術センター	
		食品工業技術センター	
		尾張繊維技術センター	
		三河繊維技術センター	
労働局	本庁	労働福祉課、就業促進課、産業人材育成課	○
	地方機関	名古屋高等技術専門学校	
		岡崎高等技術専門学校	○
		東三河高等技術専門学校	
		愛知障害者職業能力開発校	
観光コンベンション局	本庁	観光振興課、国際観光コンベンション課	○
農業水産局	本庁	農政課、食育消費流通課、農業振興課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、水産課	○
	地方機関	尾張農林水産事務所	
		海部農林水産事務所	
		知多農林水産事務所	○
		西三河農林水産事務所	○
		豊田加茂農林水産事務所	
		新城設楽農林水産事務所	
		東三河農林水産事務所	○
		農業大学校	○
		農業総合試験場	○
		東三河農業研究所	
		西部家畜保健衛生所	○
		中央家畜保健衛生所	

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
農業水産局	地方機関	東部家畜保健衛生所	○
		畜産総合センター	
		水産試験場	
農林基盤局	本庁	農林総務課、農地計画課、農地整備課、林務課、森林保全課	○
	地方機関	県有林事務所	
		森林・林業技術センター	
		あいち海上の森センター	
建設局	本庁	建設総務課、建設企画課、用地課、道路維持課、道路建設課、上下水道課、河川課、砂防課、水資源課	○
	地方機関	尾張建設事務所	
		一宮建設事務所	
		海部建設事務所	○
		知多建設事務所	
		西三河建設事務所	
		知立建設事務所	
		豊田加茂建設事務所	○
		新城設楽建設事務所	○
		東三河建設事務所	
都市・交通局	本庁	都市総務課、都市計画課、都市整備課、公園緑地課、交通対策課、港湾課、航空空港課	○
	地方機関	衣浦港務所	
		三河港務所	
建築局	本庁	住宅計画課、公営住宅課、公共建築課、建築指導課	○
スポーツ局	本庁	スポーツ振興課、競技・施設課、愛知国際アリーナ課、企画調整課、計画推進課、運営支援課	○
会計局	本庁	管理課、会計課、調達課	○
議会事務局	本庁	総務課	○
選挙管理委員会事務局	本庁	選挙管理委員会事務局	○
監査委員事務局	本庁	監査第一課	○
人事委員会事務局	本庁	職員課	○
労働委員会事務局	本庁	審査調整課	○
教育委員会事務局	本庁	総務課、財務施設課、教職員課、福利課、あいちの学び推進課、高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課	○
	地方機関	尾張教育事務所	
		海部教育事務所	
		知多教育事務所	○
		西三河教育事務所	
		東三河教育事務所	
		総合教育センター	
		旭丘高等学校	
		瑞陵高等学校	
		明和高等学校	
		惟信高等学校	
		松蔭高等学校	
		昭和高等学校	
		名古屋西高等学校	○
		熱田高等学校	

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
教育委員会事務局	地方機関	中村高等学校	
		千種高等学校	
		南陽高等学校	
		守山高等学校	
		鳴海高等学校	
		天白高等学校	
		名古屋南高等学校	○
		城北つばさ高等学校	
		旭陵高等学校	○
		名古屋工科高等学校	
		愛知総合工科高等学校	
		愛知商業高等学校	○
		中川青和高等学校	
		緑丘高等学校	
		時習館高等学校	
		豊橋東高等学校	
		豊丘高等学校	
		豊橋南高等学校	
		豊橋西高等学校	
		豊橋工科高等学校	
		豊橋商業高等学校	
		岡崎高等学校	
		岡崎北高等学校	
		岡崎東高等学校	○
		岡崎西高等学校	
		岩津高等学校	
		岡崎工科高等学校	
		岡崎商業高等学校	
		一宮高等学校	
		木曽川高等学校	○
		一宮西高等学校	
		一宮北高等学校	
		尾西高等学校	
		一宮南高等学校	
		一宮興道高等学校	○
		一宮起工科高等学校	
		一宮工科高等学校	
		一宮商業高等学校	
		瀬戸高等学校	
		瀬戸西高等学校	
		瀬戸工科高等学校	
		瀬戸北総合高等学校	
		半田高等学校	
		半田東高等学校	
		半田工科高等学校	
		半田農業高等学校	
		半田商業高等学校	
		春日井高等学校	
		春日井西高等学校	

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
教育委員会事務局	地方機関	春日井東高等学校	
		高蔵寺高等学校	○
		春日井南高等学校	
		春日井工科高等学校	
		春日井泉高等学校	
		国府高等学校	
		小坂井高等学校	
		御津あおば高等学校	
		豊川工科高等学校	
		宝陵高等学校	
		津島高等学校	
		津島北高等学校	
		津島東高等学校	
		碧南高等学校	
		碧南工科高等学校	
		刈谷高等学校	
		刈谷北高等学校	○
		刈谷東高等学校	○
		刈谷工科高等学校	
		豊田西高等学校	
		豊田東高等学校	
		足助高等学校	○
		松平高等学校	
		加茂丘高等学校	
		衣台高等学校	
		豊田北高等学校	
		豊田南高等学校	
		豊田高等学校	
		豊野高等学校	
		豊田工科高等学校	
		猿投農林高等学校	
		安城高等学校	
		安城東高等学校	
		安城南高等学校	
		安城農林高等学校	
		西尾高等学校	
		一色高等学校	
		吉良高等学校	
		西尾東高等学校	○
		鶴城丘高等学校	
		蒲郡高等学校	
		蒲郡東高等学校	
		三谷水産高等学校	○
		犬山高等学校	
		犬山総合高等学校	
		常滑高等学校	
		尾北高等学校	
		江南高等学校	
		古知野高等学校	

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
教育委員会事務局	地方機関	小牧高等学校	
		小牧南高等学校	
		小牧工科高等学校	○
		稲沢東高等学校	
		稲沢緑風館高等学校	
		稲沢高等学校	
		杏和高等学校	
		新城有教館高等学校	
		横須賀高等学校	
		東海南高等学校	○
		東海樟風高等学校	
		大府高等学校	
		大府東高等学校	
		桃陵高等学校	
		知多翔洋高等学校	
		知立高等学校	
		知立東高等学校	
		旭野高等学校	
		高浜高等学校	
		岩倉総合高等学校	
		豊明高等学校	
		日進高等学校	
		日進西高等学校	
		成章高等学校	
		福江高等学校	○
		渥美農業高等学校	
		愛西工科高等学校	
		佐屋高等学校	
		新川高等学校	
		西春高等学校	
		海翔高等学校	
		三好高等学校	
		五条高等学校	
		美和高等学校	
		長久手高等学校	
		東郷高等学校	○
		丹羽高等学校	
		阿久比高等学校	
		東浦高等学校	
		内海高等学校	
		武豊高等学校	
		幸田高等学校	
		田口高等学校	
		名古屋盲学校	
		岡崎盲学校	
		名古屋聾学校	
		千種聾学校	
		豊橋聾学校	
		岡崎聾学校	

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
教育委員会事務局	地方機関	一宮聾学校	
		名古屋特別支援学校	
		港特別支援学校	
		豊橋特別支援学校	
		岡崎特別支援学校	
		みあい特別支援学校	
		一宮特別支援学校	
		一宮東特別支援学校	
		瀬戸つばき特別支援学校	
		半田特別支援学校	
		ひいらぎ特別支援学校	
		春日台特別支援学校	
		春日井高等特別支援学校	
		豊川特別支援学校	
		豊田高等特別支援学校	
		安城特別支援学校	
		にしお特別支援学校	
		小牧特別支援学校	
		いなざわ特別支援学校	○
		大府特別支援学校	
		大府もちのき特別支援学校	
		佐織特別支援学校	
		三好特別支援学校	
警察本部	本庁	(総務部) 総務課、情報管理課、広報課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、聴聞官室 (警務部) 警務課、住民サービス課、教養課、厚生課、監察官室 (生活安全部) 生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、情報技術戦略課、サイバー犯罪対策課、生活安全特別捜査課 (地域部) 地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊 (刑事部) 刑事総務課、情報分析捜査課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、組織犯罪対策局組織犯罪対策課、組織犯罪対策局捜査第四課、組織犯罪対策局薬物銃器対策課、組織犯罪対策局組織犯罪特別捜査課、組織犯罪対策局国際捜査課、機動捜査隊、科学捜査研究所 (交通部) 交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、運転免許課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊 (警備部) 警備総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊 (その他) 名古屋市警察部企画調整課 警察学校	○

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
警察本部	地方機関	運転免許試験場	○
		東三河運転免許センター	○
		千種警察署	
		東警察署	
		北警察署	
		西警察署	○
		中村警察署	○
		中警察署	
		昭和警察署	
		瑞穂警察署	
		熱田警察署	○
		中川警察署	
		南警察署	
		港警察署	
		緑警察署	○
		名東警察署	
		天白警察署	
		守山警察署	
		愛知警察署	
		瀬戸警察署	
		春日井警察署	
		小牧警察署	
		西枇杷島警察署	
		江南警察署	○
		犬山警察署	○
		一宮警察署	
		稲沢警察署	
		津島警察署	○
		蟹江警察署	
		半田警察署	○
		東海警察署	
		知多警察署	
		常滑警察署	○
		中部空港警察署	
		刈谷警察署	○
		碧南警察署	
		安城警察署	
		西尾警察署	
		岡崎警察署	○
		豊田警察署	
		足助警察署	○
		設楽警察署	
		新城警察署	
		豊川警察署	○
		蒲郡警察署	
		豊橋警察署	○
		田原警察署	
企業庁	本庁	総務課、経営管理課、水道計画課、水道事業課、 企業誘致課、工務調整課	○

局等名	区分	機関の名称	委員監査 実施機関
企業庁	地方機関	愛知用水水道事務所	
		尾張水道事務所	○
		西三河水道事務所	○
		東三河水道事務所	
		用地造成事務所	
		水質試験所	
病院事業庁	本庁	管理課、経営課	○
	地方機関	がんセンター	
		精神医療センター	
		あいち小児保健医療総合センター	